

＜感染症の出席停止期間について＞

● 医師の「意見書」又は「登園許可証明書」の提出をお願いしている感染症

病 名	出席停止の期間	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質剤による治療が終了するまで	ただし、病状により、医師の判断において感染の恐れがないと認められた場合は、この限りではない。
麻疹（はしか）	解熱したあと3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風しん	発疹が消失するまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退したあと2日を経過するまで	
結核	病状により、医師の判断において感染の恐れがないと認められるまで	
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）		
流行性角結膜炎	医師の判断により、感染の恐れがないと認められるまで	
急性出血性結膜炎		
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）		
新型コロナウイルス感染症	保健所の指示により、感染の恐れがないと認められるまで	

● 医師の判断により登園できる感染症 登園届（保護者記入）の提出をお願いします。

病 名
<p>ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど）、インフルエンザ、マイコプラズマ肺炎、RSウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、ウイルス性肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）☆、伝染性軟属腫（水いぼ）☆など</p> <p>☆…特に夏場は、症状の程度によって感染が広がることが考えられます。 保育所生活での注意点など、医師に相談しておきましょう。</p>

* 上記の表は「学校保健安全法」「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づいて作成しています。

* **溶連菌感染症は、園より配付する所定の書式の届が必要です。**

* **インフルエンザは、園より配付する所定の書式の届が必要です。**